

介護保険サービス事業者等に対する行政処分について

次の事業者に対して、平成 29 年 6 月 28 日付で、介護保険法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）及び生活保護法に基づく指定の取消し処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社ヘルパーステーション 27
- (2) 代表者 取締役 久保田 明
- (3) 所在地 いわき市小名浜大原字芳原 38 番地の 11 折笠アパート 2

2 対象事業所

名称	サービスの種類	所在地
指定（介護予防）訪問介護事業所 ヘルパーステーション 27	介護保険法に基づく 指定（介護予防）訪問介護	いわき市小名浜大原 字芳原 38 番地の 11 折笠アパート 2
指定訪問介護事業所 ヘルパーステーション 27	総合支援法に基づく 居宅介護、重度訪問介護	
指定介護機関 ヘルパーステーション 27	生活保護法に基づく 指定介護機関	

3 指定取消効力発生日 平成 29 年 8 月 1 日

4 処分の理由

- (1) 運営基準違反
訪問介護計画書を整備していなかった。
(平成 26 年度実地指導時の指導状況から未改善)
- (2) 不正請求
ア 一人の従業者が同日同時間に複数の利用者へサービスを提供している虚偽のサービス提供記録をもって介護給付費を不正に請求し、受領した。
イ 実際には休暇中であつた従業者がサービス提供を行ったとする虚偽の記録をもって、介護給付費を不正に請求し、受領した。
- (3) 資料提出の拒否
監査のための事業所訪問を忌避し、書類提出や電話連絡の期日を守らなかった。
また、正当な理由無く、提出を命じた書類の提出を長時間にわたり拒否した。

本件の行政処分については、当該処分に対する審査請求の裁決の日まで執行停止中でしたが、平成 30 年 12 月 26 日付けで審査請求が棄却されたことから、同日付けで指定取消処分が確定（指定取消処分の効力が発生）しました。